

北九州市監査公表第18号

令和6年7月19日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査（工事監査）
- 2 措置を講じた局等
都市整備局
上下水道局
- 3 監査の期間
令和5年5月12日から令和5年12月14日まで
- 4 監査公表の時期
令和6年2月21日（令和6年監査公表第1号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 都市整備局

監査の結果	措置状況
<p>ア <u>工事費の積算について</u> (東部整備事務所工務第一課(旧建設局東部整備事務所工務第一課)) [33] 県道井ノ浦港線道路改築工事 本工事は、門司区吉志三丁目ほかにおいて、県道井ノ浦港線の車道及び歩道の整備を行い、道路利用者の利便性・安全性の向上を図るものである。 道路工事においては、土木工事標準積算基準書に基づいて、工事費の積算を行っている。 本工事は、施工箇所に総務省統計局国勢調査による人口集中地区(DID地区)が含まれているにもかかわらず、現場環境改善費を「市街地」ではなく「市街地以外」で算出し、不適切な積算となっていた。また、北九州市請負工事に係る設計審査実施要綱に基づく技術監理局の設計審査を受けていなかった。 工事費の積算は適正に行うとともに、定められた設計審査の手続きを守りたい。</p>	<p>1 指摘事項が生じた原因 (1) 不適切な積算 今回の指摘は、現場環境改善費以外の諸経費(共通仮設費、現場管理費)では「人口集中地区(DID地区)」であっても「市街地以外」を選択する場合があることから、それらと勘違いし、解釈を間違えたものである。 (2) 設計審査 今回の指摘は、設計審査の申請時期が、新規路線開通式の準備及び人事異動と重なったため、引継ぎがなされず、見落としたものである。</p> <p>2 再発防止策 (1) 不適切な積算 今後同様の選択ミスが生じないように、注意喚起文書等の発信を行った。 (2) 設計審査 今後同様の審査ミスが生じないように、人事異動の際は、前任者と後任者及び担当係長の3者で審査案件の再確認(チェックリスト等の確認)を行うこととした。</p> <p>3 職員への周知 (1) 不適切な積算 令和5年10月27日に建設局の関係各課及び各区まちづくり整備課宛に</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	<p>、注意喚起文を通知した。併せて、積算の要点を周知するため、課内研修を実施した。</p> <p>(2) 設計審査</p> <p>人事異動に伴う引継ぎにおける注意点の周知や設計審査の実施要領を再確認するため、課内研修を実施した。</p>

注・・・[]内の数字は、令和6年監査公表第1号の別表1 本工事抽出一覧表の番号を示す

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ <u>工事の契約事務について</u> （道路部街路課（旧建設局道路部街路課）） （軽微な工事）砂津長浜線道路附属施設設置工事（その１）</p> <p>本工事は、小倉北区長浜町の砂津長浜トンネルにおいて、漏水対策を行うものである。</p> <p>この工事は、当初の工事内容では予定価格（税込）が２５０万円以下であったため、「軽微な工事の執行要領」に基づく少額の随意契約（軽微な工事）として起工し、工事着手後に新たに発見された漏水箇所の対策を追加するため設計変更を行い、最終的に契約金額（税込）が約２４９万円となっていた。</p> <p>しかし、設計変更によって積算された最終の予定価格（税込）が２５０万円を超えており、軽微な工事としての執行は不適切である。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>1 指摘事項が生じた原因 今回の指摘は、軽微な工事の変更予定価格について、担当者の業務が多忙な時期であったことから失念したうえ、確認が十分でなかったことが原因で生じたものである。</p> <p>2 再発防止策 今後、同様の間違いが生じないように、軽微な工事の変更契約伺いに、税込みの設計金額総額（予定価格）も表示するよう、様式の変更を行った。</p> <p>令和５年９月２８日に事務改善会議を実施し、街路課の全職員に対して指摘の内容と改善策について周知を行い、再発防止の徹底を図った。</p> <p>3 職員への周知 令和５年１０月２７日に局内及びまちづくり整備課に対して、再発防止に関する注意喚起および様式変更の通知を発出した。</p> <p>また、令和５年１１月２２日に技術監理局より、軽微な工事の変更契約伺様式の変更について通知を行った。</p>

(2) 上下水道局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>工事の契約事務について</u> (西部工事事務所水道課) (簡易工事) 伊左座～引野導水路線法 面整備工事</p> <p>本工事は、八幡西区鷹見台四丁目地 内において、導水路線の法面整備を行 うものである。</p> <p>この工事は、当初の工事内容では予 定価格(税込)が250万円以下であ ったため、「市上下水道局簡易工事執 行要領」に基づく少額の随意契約(簡 易工事)として起工し、現地精査の結 果により追加となった法面整備の設計 変更を行い、最終的に契約金額(税込)が約228万円となっていた。</p> <p>しかし、設計変更によって積算され た最終の予定価格(税込)が250万 円を超えており、簡易工事としての執 行は不適切である。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘内容は、変更設計を行っ た際に、変更請負金額が通常の変更範 囲内であるとの先入観によって、予定 価格である設計金額総額のチェックが 疎かになり、予定価格(税込)が25 0万円を超えているにもかかわらず、 簡易工事のまま変更契約を行ったもの である。</p> <p>指摘内容をふまえ、再発防止策とし て、会計システムの様式に簡易工事の 確認欄を追加し、設計担当係長、契約 担当係長による変更後の設計金額総額 の確認を行うこととした。</p> <p>また、職員への周知については、総 務経営部長通知(令和5年10月2日 付け北九上総経第1824号)により 、再発防止の注意喚起を行った。</p>